

## 佐賀市健康運動センターでの遵守事項

佐賀市健康運動センターへの入場者は、[佐賀市健康運動センター条例](#)（平成17年佐賀市条例第95号、以下「条例」という。）及び[佐賀市健康運動センター条例施行規則](#)（平成17年佐賀市規則第81号。以下「規則」という。）を遵守するものとします。

### 条例第6条(使用の制限)

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理運営上支障があるとき。

### 規則第10条（入場者の遵守事項）

センターの入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為をしないこと。
- (2) 他の入場者に被害を与え、又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 施設又は設備を損傷し、又は滅失しないこと。
- (4) センター内において、許可なく物品販売、営業活動、勧誘、政治的活動、署名活動その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (6) センターの職員の指示に従うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理運営上支障があると認める行為をしないこと。

### 規則第11条（入場者の制限）

市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センター内への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に被害を与え、又は迷惑な行為をするおそれのある者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者